法務委員会

法務調查室

所管事項の動向

- 1 民事関係
- (1) 離婚及びこれに関連する家族法制 (離婚後単独親権制度等) の見直し

ア 離婚に伴う子の養育

未成年の子を持つ父母の離婚に伴う子の養育の在り方については、父母の離婚を経験した子の置かれている状況、子育ての在り方やそれに関する国民意識の多様化、社会の各分野における女性の一層の参画といった社会情勢、あるいは子に関わる近時の立法の動向や児童の権利条約の批准後の状況等を背景に、国内外から様々な指摘がされており、例えば、「離婚後の親権及び監護の在り方」、「面会交流の円滑な実現」、「継続的な養育費支払い」等の点について、国会でも検討の必要性が指摘されている」。

イ 離婚後の親権

民法は、父母の婚姻中はその双方が共同して親権を行うことを原則としつつ(第818条第3項)、父母の離婚後は、父母の一方を親権者と定めなければならない(第819条)と規定している。

離婚後の親権をめぐっては、父母の離婚後もその双方が子の養育に責任を持ち、子に関する事項が父母双方の熟慮の上で決定されることが子の最善の利益に資するという意見がある。一方で、離婚後の父母の双方が共同して親権を行使することとなると、父母双方が協力することができる関係性が構築されていない限り、親権行使を適時に行うことができないおそれがあるとの意見があるとともに、DVや虐待等への懸念も指摘されている。

ウ 親子交流

親子交流(面会交流)とは、民法第766条第1項にいう「父又は母と子との面会及びその他の交流」のことで、別居中の非監護親ないし、離婚によって親権者又は監護者とならなかった親が子と定期的に接触したり交流を持ったりすることをいう。

親子交流をめぐっては、親子交流を禁止すべき事由が認められない限り、子が別居親と 適切な形で親子交流をすることが基本的にはその健全な成長に有益なものであるとの意見 がある一方で、別居親との親子交流が子の心身に与える影響は各家庭の事情によって様々 であり、親子交流の実施が子の最善の利益に反する場合もあるとの意見もある。

_

¹ 平成23年の「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)では、面会交流や養育費の取決めを促進するため、民法第766条第1項において離婚後の父母が取り決めるべき事項として、面会交流と養育費の分担が例示されたが、同法律案に対する衆議院法務委員会附帯決議においては、「離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、…面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討…等、必要な措置を講ずること。」や、「今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、…離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること。」(参議院法務委員会も同旨)が盛り込まれている。

工 養育費

我が国におけるひとり親世帯の貧困率は 44.5%となっており、ひとり親世帯において現在も養育費を受けている割合は低調な水準にとどまっている²。そのため、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払を十分に受けていないことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つとなっていると指摘されている。

オ 法制審議会における検討

以上のような指摘などを踏まえ、令和3年2月10日、上川法務大臣(当時)は、法制審議会に対し、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについて諮問し、これを受けて同審議会は、「家族法制部会」を設置した。同部会では、令和4年11月15日に中間試案が取りまとめられ、同年12月6日から令和5年2月17日まで実施されたパブリックコメントの結果を踏まえて調査審議が進められており、要綱案(案)が提示されている。

「家族法制の見直しに関する要綱案(案)」の概要

親権及び監護等に関する規律

○親権行使に関する規律の整備

- ・親権は、父母が共同して行う。
- ・子の利益のため急迫の事情等 (DV・虐待からの避難等) があるときには、親権の単独行使を可能とする。
- ・特定の事項に係る親権の行使について父母の協議が調わない場合に、当該事項については家庭 裁判所が父母の一方の単独行使と定めることができる。

○父母の離婚後等の親権者の定め

- ・父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。
- ・裁判上の離婚の場合には、裁判所が父母の双方又は一方を親権者と定める。その判断の際に裁判所が親子の関係や父母相互間の関係を考慮する。
- ・子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、 親権者を変更することができる。この場合、家庭裁判所は、協議の経過その他の事情 (DV等の 有無など) を考慮するものとする。

○離婚後の子の監護に関する事項の定め等

・父母の双方を親権者と定めるに当たって、父母の一方を監護者とする定めを必須とする旨の規 定は設けない。

養育費等に関する規律

- ・養育費等に関する請求権につき、子の監護に要する費用として相当な額について、一般の先取 特権を付与する。
- ・父母が子の養育費の定めをすることなく協議上の離婚をした場合に、一定の要件の下で、離婚 の時から父母の一方が他の一方に対して法定額の養育費(法定養育費)を請求することができ

² 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」(実数値)によると、養育費の取決め率は、母子世帯で 46.8%、父子世帯で 28.2%であり、現在も養育費を受給している割合は、母子世帯で 28.1%、父子世帯で 8.8%である。また、面会交流の取決め率は、母子世帯で 30.1%、父子世帯で 31.3%であり、現在も履行されている割合は、母子世帯で 29.8%、父子世帯で 47.6%である。法務省では、離婚届用紙に設けられた面会交流及び養育費の取決め状況に関するチェック欄の集計を行っているが、その結果によれば、「取決めをしている」者の割合は、面会交流及び養育費のいずれについても近年、60%前後を推移している。

る。

- ・養育費に関係する家事審判事件等で家庭裁判所が当事者に対し収入等に関する情報の開示を命ずることができる。
- ・養育費の民事執行手続で、相手親に対する財産開示・情報提供の申立てがあった場合には、差 押命令の申立てがあったものとみなす。

親子交流に関する規律

- ・父母の別居中における親子交流の規律を明文化する。
- ・家庭裁判所は、一定の要件の下で、事実の調査のために親子交流の試行的実施を促すことができ、当事者に対し、結果の報告等を求めることができる。

(出所) 法制審議会家族法制部会第36回会議(令和6年1月9日) 部会資料35-1を参考に作成

(2) 区分所有法制の見直し

近年、築後相当年数を経過して劣化し、何らかの対処をすることが必要な老朽化マンションが増加しており、国土交通省の推計によれば、築40年超のマンションは令和4年末の126万戸から10年後には約2.1倍の261万戸、20年後には約3.5倍の445万戸となることが見込まれている。

その一方で、共用部分の変更決議等のいわゆる特別決議(区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成)や建替え決議(区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成)を要する場合などでは、集会に出席せず議決権も行使しない区分所有者は、現行法上集会の決議において反対者と同様に扱われることから、区分所有者の多様化・高齢化や相続による区分所有者の所在不明等に伴って合意形成がより困難になるおそれがあるとの指摘もある。このような状況の下、令和4年9月12日、葉梨法務大臣(当時)は、法制審議会に対し、区分所有法制の見直しについて諮問し、これを受けて同審議会は、「区分所有法制部会」を設置した。同部会では、令和6年1月16日に要綱案を取りまとめたところである。

「区分所有法制の改正に関する要綱案」の概要

第1 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

○集会の決議の円滑化

- ・裁判所の決定により、所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組みを創設する。
- ・基本的に現行法の多数決割合を維持しつつ、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みを 創設する。

○区分所有建物の管理に特化した財産管理制度

・「所有者不明専有部分管理制度」、「管理不全専有部分管理制度」及び「管理不全共用部分管理制度」を創設する。

〇共用部分の変更決議及び復旧決議の多数決要件の緩和

- ・共用部分の変更決議の基本的な多数決割合を現行法どおり4分の3以上とした上で、一定の客 観的事由がある場合には3分の2以上とする。
- ・復旧決議の多数決割合を3分の2以上とする(現行法では4分の3以上)。

第2 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

○建替え決議を円滑化するための仕組み

・基本的な多数決割合を現行法どおり5分の4以上とした上で、一定の客観的事由がある場合には4分の3以上とする。

- ・建替え決議がされた場合の賃借権等の終了請求を可能とする。
- ○多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消
- ・建替え決議と同様の多数決要件で、建物と敷地の一括売却、建物取壊し等、建物の更新(一棟リノベーション)の決議を可能とする。

第3 団地の管理・再生の円滑化を図る方策

○団地内建物の建替えの円滑化

・団地内建物の一括建替えについて、団地全体では一棟単位でする建替え決議と同様の多数決要件とし、各棟では3分の1を超える反対がない限り一括建替え決議を可能とする(各棟につき、現行法では3分の2以上の賛成がある場合に限り可能)。

○団地内建物・敷地の一括売却

・団地内建物の一括建替え決議と同様の多数決要件で、団地内建物・敷地の一括売却決議を可能とする。

第4 被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

○被災した区分所有建物の再建等に関する多数決要件の緩和

・大規模一部滅失した区分所有建物の建替え決議等の多数決割合を3分の2以上とする(現行法では5分の4以上)。

○大規模一部滅失時等の決議可能期間の延長

・大規模一部滅失時の決議可能期間を災害指定政令の施行日から3年を経過する日まで延長する (現行法では1年)。

(出所) 法制審議会区分所有法制部会第17回会議(令和6年1月16日) 部会資料27-1を参考に作成

(3) 公益信託制度の見直し

信託法 (大正 11 年法律第 62 号。旧信託法) は、大正 11 年に制定されて以来、実質的な改正がなされてこなかったが、近年の社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、私益信託に関する制度の部分については、受託者の義務等の合理化、多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備等を内容とする信託法案が平成 18 年の第 164 回国会に提出され、同年 12 月 8 日、第 165 回国会(臨時会)において信託法(平成 18 年法律第 108 号。新信託法)として成立した。

他方、公益信託³については、公益法人制度改革を踏まえた上で平成28年6月から検討が行われ、平成31年2月14日に法制審議会は、「公益信託法の見直しに関する要綱」を決定し、山下法務大臣(当時)に答申した。

要綱の主な内容は、①主務官庁による許可・監督制の廃止、②公益信託の受託者の範囲の拡大、③公益信託の信託財産及び信託事務の範囲の拡大である。

令和4年 10 月から、内閣府の「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」において、公益法人制度の見直しと併せて、法制審議会の答申を踏まえた公益信託制度の改革について議論が行われた。

同会議が令和5年6月2日に取りまとめた「最終報告」においては、法制審議会の答申を踏まえ、公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を

³ 個人の篤志家や企業などの委託者がその保有する財産を学術、技芸、慈善等の公益目的のため受託者に信託 し、受託者が信託財産を管理、運用して公益目的の信託事務を遂行するもの

多様化し、活性化するための環境を整備することとされている⁴。

(4) 同性婚

同性婚とは、当事者双方の性別が同一である婚姻のことをいうが、政府の答弁書⁵によれば、現行法令上、憲法第24条第1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定し、同性婚の成立を認めることは想定されていないとされている。また、民法や戸籍法においても、「夫婦」とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められておらず、同性婚をしようとする者による婚姻の届出を市区町村長が受理することはできないとされている。

他方、諸外国においても、婚姻は、異性間においてなされるものとされていたが、2001 (平成13)年にオランダが同性婚を容認して以来、2024(令和6)年1月現在では、おおむね36の国・地域において同性婚が認められているとされている⁶。

我が国においても、同性婚が認められていないことに起因する不利益として、①相続人となることができないこと、②医療現場で家族として扱われないこと、③安定した環境で子どもを育てることができないこと等が挙げられている⁷。

平成 31 年には、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法に違反するとして、国に対し損害賠償を求めた訴訟が5か所の地方裁判所に提起された⁸。同性婚を認めていない現行規定の合憲性について、札幌地方裁判所は、憲法第14条第1項に違反し、名古屋地方裁判所は、同項に加え第24条第2項にも違反すると判断した。また、東京地方裁判所及び福岡地方裁判所は、憲法第24条第2項に違反する状態にあると判断し、大阪地方裁判所は、将来的に同項違反となる可能性に言及しつつも、結論としては合憲と判断した(各地方裁判所はいずれも原告らの請求を棄却した。これに対し、原告らはいずれも控訴した。)。

なお、令和5年3月6日、第211回国会において、立憲民主党から同性婚を法制化する ことを内容とする「民法の一部を改正する法律案」が提出され、衆議院において継続審査 に付されている。

4 令和5年 11 月 30 日の新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合において、公益信託に関する法律案(仮称)のイメージ等が提示され、同年 12 月 31 日までの間、同フォローアップ会合資料の内容について意見募集が行われた。

⁵ 第 196 回国会、平成 30 年 4 月 27 日衆議院議員逢坂誠二君提出「日本国憲法下での同性婚に関する質問」(質問第 257 号)に対する平成 30 年 5 月 11 日付け政府答弁書

⁶ NPO法人EMA日本HP

⁷ このような声を踏まえ、多数の地方自治体において、同性カップルを公的に認定するための制度 (パートナーシップ制度) を導入する取組が進んでいる (渋谷区・虹色ダイバーシティ「全国パートナーシップ制度共同調査」によれば、令和5年6月28日時点で、同制度を導入した地方自治体の累計数は328、日本の総人口に対する導入自治体の人口カバー率は70.9%である。) が、同制度によって具体的な法的効果が付与されるものではないとされている。

⁸ さらに、令和3年3月26日には東京地方裁判所に第二次訴訟が提起され、令和6年1月現在、同裁判所で審理が続いている。

同性婚に関する各地方裁判所の憲法判断

	宝汁笠 1// 冬笠 1 15	憲法第 24 条	
	憲法第 14 条第 1 項		第2項
	すべて国民は法の下に平 等であって、人種や性別な どにより差別されない	婚姻は両性の合意のみに 基づいて成立し、夫婦が同 等の権利を有する	婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない
札幌地裁 (令和3年3月)	違憲	合憲	合憲
大阪地裁 (令和4年6月)	合憲	合憲	合憲 (将来違憲となる 可能性あり)
東京地裁(令和4年11月)	合憲	合憲	違憲状態
名古屋地裁 (令和5年5月)	違憲	合憲	違憲
福岡地裁 (令和5年6月)	合憲	合憲	違憲状態

(出所)報道等を参考に作成

(5) 性同一性障害者特例法に関する最高裁決定

性同一性障害とは、生物学的な性別と心理的な性別(性の自己意識)が一致しない状態のことをいう。性同一性障害者については、就業上の差別・困難など、社会生活上様々な不利益が生じていたことから、その解消のため、立法による対応を求める議論が高まり、平成 15 年に議員立法(参法)で「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成 15 年法律第 111 号。以下「特例法」という。)が成立した。

特例法は、性同一性障害者であって①18 歳以上であること(年齢要件)、②現に婚姻をしていないこと(非婚要件)、③現に未成年の子がいないこと(子なし要件)、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること(生殖不能要件)、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること(外観要件)のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、家庭裁判所は性別の取扱いの変更の審判(以下「性別変更の審判」という。)をすることができるとしている(第3条第1項)。性別変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の適用について、他の性別に変わったものとみなされる(第4条第1項)。

令和5年10月25日、最高裁判所大法廷は、生殖不能要件及び外観要件の合憲性が争われた特別抗告審。で、生殖不能要件は過酷な二者択一を迫るもので制約の程度は重大であるなどとし、憲法第13条に違反するとして、全員一致で、原決定を破棄し、原審の判断していない外観要件に関する抗告人の主張について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻す決定をした(外観要件も違憲等とする裁判官3名による反対意見あり)。

政府は、最高裁判所の判断を踏まえ、立法府の動向を注視しつつ、関係省庁間で連携して適切に対応するとしている。

⁹ 性同一性障害の男性が、生殖腺除去手術等をせずに、男性から女性への性別変更の審判を申し立てた事案

2 刑事関係

(1) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等¹⁰の多くは、十分な支援を受けることができず、社会において孤立することを余儀なくされていると指摘されてきた。そのような背景を踏まえ、平成16年12月、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、衆議院内閣委員会提出の「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)が成立した。また、同法に基づき、平成17年4月、犯罪被害者等施策推進会議が設置され、同年12月には第1次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されるなど犯罪被害者等施策が進められてきた。

法務省は、令和2年7月から犯罪被害者支援弁護士制度検討会等を設置し、弁護士による犯罪被害者の支援の法制度化に向けた検討を進め、令和5年4月、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けた具体的な検討を速やかに行うことを内容とする「『犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会』取りまとめ」が取りまとめられた。

また、同年6月6日、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(犯罪被害者等施策推進会議決定)¹¹が決定され、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1年以内をめどに結論を出し、所要の法整備を含めた必要な施策を実施することとされた。

これらを踏まえ、法務省において、日本司法支援センター(法テラス)の業務について 定める「総合法律支援法」(平成16年法律第74号)の改正案の立案作業が進められ、今国会 に提出される予定である。

(2) 刑事裁判手続等のデジタル化

裁判関連手続のデジタル化については、民事裁判手続等のIT化が先行して議論されてきたが、新型コロナウイルス感染症の社会的な感染拡大を契機として、刑事裁判手続等の分野における議論も進展することとなった。

刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関し、現行法上の法的課題を抽出・整理した上でその在り方を検討することを目的として法務省が設置した「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」は、令和4年3月15日、「『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書」を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、同年6月27日、古川法務大臣(当時)は、情報通信技術の進展等に 対応するための刑事法の整備について、法制審議会に諮問した(諮問第122号)。

¹⁰ 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

¹¹ 以下の各取組を実施することとしている。

① 犯罪被害者給付制度の抜本的強化に関する検討

② 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

③ 国における司令塔機能の強化

④ 地方における途切れない支援の提供体制の強化

⑤ 犯罪被害者等のための制度の拡充等

この諮問を受けて、同審議会に設置された「刑事法(情報通信技術関係)部会」で検討が進められ、令和5年12月18日、①刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること、②刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続において、映像・音声の送受信により行うことなどを内容とする要綱(骨子)案が取りまとめられた。

この要綱(骨子)案を基に、今後、法制審議会の答申が行われることが見込まれている。

(3) 再犯防止

今日の我が国においては、再犯防止が、犯罪を減らし、国民が安全で安心して暮らせる 社会を構築する上での大きな課題となっている¹²。

この課題に対応するため、平成28年12月、衆議院法務委員会提出の「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が成立した。同法は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に再犯防止推進計画の策定を義務付けるなど、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めること等を内容としている。

令和5年3月17日、令和5年度から令和9年度末までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」(以下「第二次計画」という。)が閣議決定された。

第二次計画に盛り込まれた施策は、可能な限り速やかに実施することとされ、犯罪対策 閣僚会議の下に設置された犯罪防止対策推進会議において定期的に施策の進捗状況を確認 するとともに、施策の実施の推進を図ることとされた。

また、同計画に掲げられた7つの成果指標については、同計画に盛り込まれた施策の速 やかな実施により、その向上を図ることとされた。

第二次再犯防止推進計画の概要

・再犯防止施策の実施者の目指すべき方向・視点である5つの基本方針を掲げ、7つの重点課題と課題ごとの具体的施策の整理

【5つの基本方針】

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再 犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

¹² 近年の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数は平成8年から毎年戦後最多を更新して平成14年にピークに達したが、翌年から減少に転じ、平成27年から令和3年までは戦後最少を更新していたが、令和4年は20年ぶりに増加し、60万1,331件(前年比3万3,227件(5.8%)増)であった。一方、再犯者率(刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率)は、初犯者の人員が減少し続けたこともあり、平成9年以降上昇傾向にあったが、令和4年は47.9%(前年比0.7pt低下)であった。また、法務省が行った戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果(平成19年犯罪白書222頁参照。)では、全犯罪者の約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていることが示されるなど、今日の我が国においては、再犯防止が、犯罪を減らし、国民が安全で安心して暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

【再犯の防止等に関する施策の7つの成果指標】

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- ④ 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率
- ⑥ 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

(4) 保護司制度

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。その中でも更生保護の中核としての役割が期待されている保護司¹³は、近年、その人数が減少傾向¹⁴にあり、高齢化も進んでいる。その背景には、人口の減少や地域における人間関係の希薄化といった社会的要因に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、保護司制度の維持が危惧される状況にあるとされている。

政府は、こうした状況を踏まえ、地域社会の変化に適応し、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れ、やりがいを持って長く活動できるよう、保護司活動に対する支援に取り組む必要があるとして、第二次再犯防止推進計画の中で、持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援として、5つの具体的施策¹⁵を掲げている。

また、同計画において、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待 遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との 協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に 基づき所要の措置を講じることとされたことから、法務省は、「持続可能な保護司制度の確

¹³ 保護司は、民間協力者のうち、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。「保護司法」(昭和25年法律第204号)に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

 $^{^{14}}$ 平成 16 年における保護司数は 4 万 9, 389 人であったが、令和 5 年における保護司数は 4 万 6, 956 人となっている。なお、保護司の定数は、保護司法により 5 万 2, 500 人を超えないものと定められており、令和 5 年における保護司充足率は 89 . 4 %である。

¹⁵ ① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行

② 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進

③ 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供

④ 地方公共団体からの支援の確保

⑤ 国内外への広報・啓発

立に向けた検討会」を設置し、検討を進めている。

3 出入国在留管理関係

(1) 出入国管理及び難民認定法と在留管理制度

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。入管法)は、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」を目的とし、出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留の管理、難民認定の手続等を内容としている。

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを 有する必要がある¹⁶。

【在留資格一覧】

就労が認め	られる在留資格(活動制限あり)	ی
在留資格	該当例	在
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	永住者
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	日本人
教授	大学教授等	
芸術	作曲家、画家、作家等	
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	定住者
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	
高度専門職	ポイント制による高度人材	在
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	
医療	医師、歯科医師、看護師等	
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	在
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	文化活
技術・人文知	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、	短期滞
識・国際業務	語学講師等	留学
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	研修
介護	介護福祉士	家族滞
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	※1 介
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等	
特定技能	特定産業分野※1の各業務従事者	
技能実習	技能実習生	る。

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)			
在留資格	該当例		
永住者	永住許可を受けた者		
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子		
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出 生し引き続き在留している実子		
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等		

就労の可否は指定される活動によるもの		
在留資格	該当例	
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリ デー等	

就労が認められない在留資格※2			
在留資格	該当例		
文化活動	日本文化の研究者等		
短期滞在	観光客、会議参加者等		
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生		
研修	研修生		
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子		

^{※1} 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、 漁業、飲食料品製造業、外食業

(出所) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(2) 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で最長5年間受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であり、平成5年に創設された。令和5年

^{※2} 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

¹⁶ 戦前より我が国に在住していた台湾・朝鮮半島出身者及びその子孫は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号。入管特例法)に基づき、「特別永住者」としての地位が与えられている。

なお、入管法上の在留資格をもって在留する「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた在留外国人数は、 令和4年末に初めて300万人を超え(307万5,213人)、令和5年6月末現在では322万3,858人となっている。

6月末現在、全国に35万8,159人の外国人技能実習生が在留している。

外国人技能実習に

は、我が国の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型と、非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が外国人技能実習生を受け

【技能実習の流れ等】

		技能実習1号 (1年目)	技能実習2号 (2年目、3年目)	技能実習 3 号 (4 年目、 5 年目)
技能実習の	講習	実習	実習	実習
流れ	(座学)	→ 労働関係法令適用 → →		
対象職種	制限なし		送出し国のニーズがあり、公 的な技能評価制度が整備され ている職種 [90種165作業(令和5年10月現在)]	技能実習2号移行対象職種と 同一
対 象 者	実習を ・帰国後、 等を要	上 趣旨を理解して技能 行おうとする者 、修得等をした技能 する業務に従事する 予定されていること 等	所定の技能評価試験の学科試 験及び実技試験に合格した者	

(出所) 法務省出入国在留管理庁・厚生労働省人材開発統括官「外国人技能実習制度について」等を基に作成

入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型があり、団体監理型による受入れが 98.3%を占めている(令和5年6月末現在)。

外国人技能実習制度は、実質的には低賃金労働者の確保に利用され、様々な人権侵害行為が発生しているとの問題点が指摘されていた。そこで、平成28年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号)が成立し、平成29年11月から施行された。

なお、同法の附則には、施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案し、必要があれば同法の規定について検討を加え、検討結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられている。

(3) 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野(以下「特定産業分野」という。)において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、平成30年の入管法改正を経て、平成31年4月に開始された。

特定産業分野は、①介護、②ビルクリーニング、③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、④建

【特定技能制度のポイント】

	特定技能 1 号	特定技能 2 号
対象者	特定産業分野に属する相 当程度の知識又は経験を 必要とする技能を要する 業務に従事する外国人	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務 に従事する外国人
在留期間	1年を超えない範囲内で 法務大臣が個々の外国人 について指定する期間ご との更新 (通算で上限5年)	3年、1年又は 6か月ごとの更新 (上限なし)
技能水準	試験等で確認 ^(注)	試験等で確認
日本語能力 水準	生活や業務に必要な日本 語能力を試験等で確認 ^(注)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能 (配偶者、子)
受入れ機関又 は登録支援機 関による支援	支援の対象	支援の対象外
在留者数 (希加5年9月末現在)	188,790人	21 人

- (注) 技能実習2号を修了した外国人は試験等免除
- (出所) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた 取組 | を基に作成

設、⑤造船・舶用工業、⑥自動車整備、⑦航空、⑧宿泊、⑨農業、⑩漁業、⑪飲食料品製 造業及び⑪外食業の12分野となっている¹⁷。

なお、特定技能制度の在り方については、平成30年の改正入管法の附則において、同法 施行後2年を経過後に検討を加え、必要があれば検討結果に基づき所要の措置を講ずる旨 の検討条項が設けられている。

(4) 外国人技能実習制度及び特定技能制度に関する検討

外国人技能実習制度及び特定技能制度のいずれも検討の時期を迎えていることを踏まえ、 令和4年11月、政府は、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に、両制度の 施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同 関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的とする「技能実習制度及び特定技能制度の 在り方に関する有識者会議」を設置した18。同有識者会議は、同年12月から両制度の利用者 や関係者からのヒアリングも行いつつ議論を進め、令和5年11月に最終報告書を取りまと め、同関係閣僚会議に提出した(最終報告書における提言の概要は、下図参照)。この最終 報告書を踏まえ、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- 現行の<u>技能実習制度を発展的に解消</u>し、<u>人材確保と人材育成</u>を目的とする新たな制 度を創設。
- 基本的に<u>3年間の育成期間</u>で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
 - ※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引

新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新 たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
- 「主たる技能」を定め 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」 て育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け)。
- 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数 を設定(受入れの上限数として運用)。
- 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じ て適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の 8 送出機関及び送出しの在り方 意見を踏まえ政府が判断

4 新たな制度における転籍の在り方

- やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
- 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検 定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/ <u>転籍先機関の適正性(転籍者数等))</u>を設け、同一<u>業務区分に限る</u>。 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補塡が受けられるよう措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による<u>転籍支援</u>を実施
- 五年四年・ハローソーン・大阪に美自城情等による<u>昭和王彦</u>区を大阪。 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が<u>2年以下</u>の場 合、前回育成時と<u>異なる分野・業務区分での再入国を認める</u>。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に

監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局 との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
- 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化 による独立性・中立性確保。 - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、 分野別協議会加入等の要件を設定。

※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。 ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格 ②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
- ※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化 /支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能 1 号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

- 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協 議会の活用等
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業 政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとと もに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
- ・ 放玄関地師にA1相当以上の試験に本事能力対験N5等)合格又は相当講習受講 参定技能1号移行時にA2相当以上の試験(#N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可 特定技能2号移行時にA2相当以上の試験(#N3等)合格
- ※各分野でより高い水準の影験の合格を要件とすることを可能とする(4,6に同じ)。 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年 を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。
- ¹⁷ これまで④建設及び⑤造船・舶用工業のみを対象としていた「特定技能2号」の対象分野が、令和5年6月 の閣議決定及び同年8月の関係省令等の公布・施行により、残る10分野のうち、専門的・技術的分野の在留 資格「介護」が既にある①介護以外の9分野にも広げられた。

¹⁸ 同有識者会議の設置に先立つ令和4年2月から6月にかけ、古川法務大臣(当時)は「特定技能制度・技能 実習制度に係る法務大臣勉強会」を開催し、両制度の在り方について関係者から意見聴取を行った。

(5) マイナンバーカードと在留カードの一体化

平成30年の改正入管法の附則において、「政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号(中略) その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との検討条項¹⁹が設けられた。

以降、政府は、マイナンバーカードと在留カードの一体化に向けた検討を進め、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月閣議決定)や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)」(令和5年6月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)においては、マイナンバーカードと在留カードの一体化について、必要となる関連法案を速やかに国会に提出する旨が盛り込まれている。

これらを踏まえ、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

4 「旧統一教会」の被害者救済に関する法律の成立・施行

令和5年10月、文化庁は、東京地裁に対し、「旧統一教会」(現在は「世界平和統一家庭連合」)の解散命令請求を行った。解散命令が確定するまでには長期間を要することが見込まれるところ、その間に「旧統一教会」の財産が散逸するおそれがあることから、被害者の救済に資するよう「旧統一教会」の財産の散逸を防ぐための法整備を求める声が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」が衆議院における修正を経て12月13日に成立し、日本司法支援センター(法テラス)の業務の特例など一部の規定を除き、同月30日から施行された²⁰。

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの 業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」の概要

1 日本司法支援センターの業務の特例

特定不法行為等に係る被害者について、その資力の状況にかかわらず、民事事件手続の準備及び追行のために必要な費用の立替え等を行うとともに、当該費用の償還及び支払は、一定期間猶予することとしなければならず、かつ、一定の場合に該当するときを除き、免除で

1

¹⁹ 衆議院における修正(自民、公明及び維新の3会派共同提案)によるもの。同条項の趣旨について、修正案提出者は「今人手不足が非常に喫緊の課題になっている状況の中で、失踪というものが国民にとっても大変心配でございます。現在、在留カードで管理というような形にはなっておりますけれども、年間7,000人以上の失踪ということが行われている中で、これをどうやって解決をしていけばいいのか。昨今、その偽造だとか変造だとかいろいろな問題もある中で、もう少し強固な管理というようなものができないだろうかというようなことで、マイナンバーカードなどを提案させていただきながら、その在留管理、雇用管理、そして社会保険制度の管理、こういったようなことを進めていきたいと、こういうようなことで提案させていただいております。」と説明している(第197回国会参議院法務委員会会議録第6号25頁(平30.12.4)串田誠一衆議院議員答弁)。

²⁰ 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準案については、文化庁により、令和6年1月 4日から2月3日までパブリックコメントが実施されている。

きるものとしなければならないこととする。

2 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

(1) 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

- ア 所轄庁は、被害者が相当多数存在すると見込まれ、財産の処分及び管理の状況を把握 する必要があると認める対象宗教法人を、指定宗教法人として指定することができるこ ととする。
- イ 指定宗教法人は、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、少なくとも1 月前に所轄庁に通知し、所轄庁は、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければなら ないこととする。
- ウ イに違反してした不動産の処分又は担保としての提供については、無効とする。
- エ 指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表を作成し、その写しを所轄庁に提出しなければならないこととする。

(2) 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

- ア 所轄庁は、指定宗教法人の要件に該当する対象宗教法人であって、財産の隠匿又は散 逸のおそれがあると認めるものを、特別指定宗教法人として指定することができること とする。
- イ 特定不法行為等に係る被害者は、(1)エにより提出された特別指定宗教法人に係る書類 及び特別指定宗教法人の指定前に提出された財産目録等(特別指定宗教法人の指定があ った日の属する会計年度の前会計年度に係るものに限る。)の写しの閲覧を求めること ができることとする。

3 施行期日等

1は、公布の日(令和5年12月20日)から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2は、公布の日から起算して10日を経過した日(令和5年12月30日)から施行する。 この法律は、施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

4 検討

政府は、施行後3年を目途として、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置 その他所要の措置を講ずるものとする。

> 内容についての問合せ先 法務調査室 勝部首席調査員(内線68440)